

平成21事業年度 財務諸表及び決算報告書に関する意見書


独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度における貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書並びに決算報告書について監査を行いました。

監査の結果、上記各書類は、法令及び独立行政法人会計基準に準拠し、独立行政法人農林漁業信用基金の財政状態、運営状況、キャッシュ・フロー及び行政サービス実施コストの状況並びに予算の執行状況を適正に表示しているものと認めます。

以上、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第2項の規定に基づく意見を表明します。

平成22年6月28日

独立行政法人農林漁業信用基金

監事 相澤 久子 

監事 泉澤 和行 